

改正案

現行

<p>（個人顧客情報の安全管理措置等）</p> <p>第五十三条の八 保険会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（返済能力情報の取扱い）</p> <p>第五十三条の九 保険会社は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（特別の非公開情報の取扱い）</p> <p>第五十三条の十 保険会社は、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されて</p>	<p>（新設）</p>

いない情報をいう。)を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の十までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百三条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の七までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百三条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百

十条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四百九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項第一号中「第七十四条第一号」とあるのは「第五百五十三条第一号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の四中「特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」とあるのは「特定関係者（法第九十四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特定関係者」と、第五十三条の六中「特定関係者」とあるのは「特定関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあ

十条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四百九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項第一号中「第七十四条第一号」とあるのは「第五百五十三条第一号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の四中「特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」とあるのは「特定関係者（法第九十四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特定関係者」と、第五十三条の六中「特定関係者」とあるのは「特定関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあ

るのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三條の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第六十二條本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同條第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三條において準用する第二十六條第三項中「法第四條第二項第二号」とあるのは「法第八十七條第三項第二号」と、第六十六條中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一條第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三條第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第五十二條」と、同條第二項中「法第四條第二項第四号」とあるのは「法第八十七條第三項第四号」と、第七十九條第一項中「前条」とあるのは「第五十七條」と、第八十二條第一項中「定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏

るのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第六十二條本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同條第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三條において準用する第二十六條第三項中「法第四條第二項第二号」とあるのは「法第八十七條第三項第二号」と、第六十六條中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一條第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第五十二條」と、同條第二項中「法第四條第二項第四号」とあるのは「法第八十七條第三項第四号」と、第七十九條第一項中「前条」とあるのは「第五十七條」と、第八十二條第一項中「定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第五十九條」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四條第一項の契約者配当準備金又は第二十八條第一項第一号の社員配当

名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第二十八条第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十 (略)

十一 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。

十二 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目

準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十 (略)

(新設)

(新設)

2
6
6 (略) 的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

2
6
6 (略)